

雇児発 0328 第 2 号  
社援発 0328 第 20 号  
老 発 0328 第 6 号  
平成 29 年 3 月 28 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

( 公 印 省 略 )

「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政  
法人福祉医療機構の融資について」の一部改正について

標記については、平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 4 号、社援発 0226 第 7 号、老発 0226 第 1 号「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知により取り扱いを示しているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。